

国立大学法人東京医科歯科大学における 教育活動等の内部質保証に関する方針

〔 令和3年7月28日
制 定 〕

【Ⅰ 趣旨】

この方針は、国立大学法人東京医科歯科大学における教育活動等について、学校教育法第109条第1項の規定による自己点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上を図り、その質を自ら保証する取組（以下「内部質保証」という。）の実施に関し、体制及び手順等の基本的な事項を定めるものとする。

【Ⅱ 内部質保証の体制】

1. 全学における体制

（1）学長（最高責任者）

内部質保証の最高責任者は学長とする。

（2）教育研究評議会

教育研究評議会は、教育活動等の自己点検・評価に関する事項を審議し、内部質保証を統括する。

（3）目標・評価情報室長（自己点検・評価責任者）

目標・評価情報室長は、自己点検・評価責任者として、内部質保証の中核となる自己点検・評価の実施を総括する。

（4）目標・評価情報室

目標・評価情報室は、内部質保証に関し教育研究評議会で審議する事項の整理（各担当組織からの自己点検・評価結果、改善計画案及び改善進捗状況の取りまとめ等）及び内部質保証に関する企画・立案を行う。

2. 各区分における体制

（1）内部質保証を行う教育活動等を、次のとおり区分する。

- ①教育課程
- ②学修環境（教育や学生支援に係る施設設備等）
- ③学生支援
- ④学生の受入

(2) 各区分における内部質保証の体制は次のとおりとする。

① 教育課程

事項	内部質保証の担当組織	内部質保証の責任者
全学 (内部質保証の支援・総括)	統合教育機構	統合教育機構長
医学部の教育課程	医学部 (全学共通科目については教養部)	医学部長 (全学共通科目については教養部長)
歯学部の教育課程	歯学部 (全学共通科目については教養部)	歯学部長 (全学共通科目については教養部長)
大学院医歯学総合研究科の教育課程	大学院医歯学総合研究科 (ジョイント・ディグリー・プログラム等の国際コースについては、統合国際機構と連携)	大学院医歯学総合研究科長 (ジョイント・ディグリー・プログラム等の国際コースについては、統合国際機構長と連携)
大学院保健衛生学研究科の教育課程	大学院保健衛生学研究科	大学院保健衛生学研究科長

② 学修環境

事項	内部質保証の担当組織	内部質保証の責任者
施設設備	建築委員会	建築委員会委員長
図書館及び ICT 環境	統合情報機構	統合情報機構長

③ 学生支援

事項	内部質保証の担当組織	内部質保証の責任者
学生支援全般	学生支援・保健管理機構	学生支援・保健管理機構長
外国人留学生及び学生海外派遣	統合国際機構	統合国際機構長

④ 学生の受入

事項	内部質保証の担当組織	内部質保証の責任者
全学 (内部質保証の支援・総括)	統合教育機構	統合教育機構長
医学部及び歯学部	入学試験委員会	入学試験委員会委員長
大学院医歯学総合研究科	大学院医歯学総合研究科 (ジョイント・ディグリー・プログラム等の国際コースについては、統合国際機構と連携)	大学院医歯学総合研究科長 (ジョイント・ディグリー・プログラム等の国際コースについては、統合国際機構長と連携)
大学院保健衛生学研究科	大学院保健衛生学研究科	大学院保健衛生学研究科長

【Ⅲ 内部質保証の手順】

1. 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の手順

- ① 内部質保証の各担当組織は、担当する区分について自己点検・評価を行う。
- ② 自己点検・評価の頻度は7年間に1回以上とし、実施時期は目標・評価情報室が決定する。実施時期の決定に当たっては、国立大学法人評価又は大学機関別認証評価のための自己評価の実施時期を踏まえるものとする。
- ③ 目標・評価情報室が実施時期を決定するもののほか、各担当組織においても独自に自己点検・評価を実施することができる。
- ④ 目標・評価情報室は、各担当組織からの自己点検・評価の結果を取りまとめる。
- ⑤ 教育研究評議会は、目標・評価情報室が取りまとめた自己点検・評価の結果について審議する。
- ⑥ 教育研究評議会において審議された自己点検・評価の結果は、その性質上公表に適さないものを除き、公表するものとする。

(2) 自己点検・評価の項目

自己点検・評価には、次の項目を含むこととする。

区分	自己点検・評価の項目	
①教育課程	①-1	学位授与方針が大学等の目的に即して定められていること
	①-2	学位授与の方針が具体的かつ明確であること。
	①-3	教育課程方針が、大学等の目的及び学位授与方針と整合的であること
	①-4	教育課程の編成及び授業科目内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
	①-5	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること
	①-6	学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること。
	①-7	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること
	①-8	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること
	①-9	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学修成果が得られていること
②学修環境	②-1	教育活動等を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること
	②-2	施設・設備の耐震性、バリアフリー化、安全・防犯面へ配慮していること
	②-3	教育活動等を展開する上で必要な図書館及び ICT 環境、図書館が整備され有効活用されていること
③学生支援	③-1	学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制を整備していること

	③—2	就職等進路に関する相談・助言体制が整備され、支援の実績があること
	③—3	各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること
	③—4	学生の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること
	③—5	留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること
	③—6	障がいのある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること
	③—7	学生に対する経済面での援助を行っていること
④学生の受入	④—1	学生受入方針が明確に定められていること
	④—2	学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること
	④—3	学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること
	④—4	実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

2. 意見聴取

(1) 各区分に関して、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の就職先等）から意見を聴取する。

(2) 意見聴取の実施主体、実施時期（頻度）、実施内容等は次を基本とする。

区分	実施主体	聴取対象者	実施時期	実施内容
教育課程	各学部	学部学生	毎年度	授業評価アンケート
教育課程	統合教育機構	学部学生	毎年度	学年包括アンケート
教育課程	医学部医学科 歯学部歯学科	学部学生	毎年度	卒業時アンケート
教育課程	学生支援・保健管理機構	卒業3年の学生	毎年度	卒業3年大学評価アンケート
教育課程	学生支援・保健管理機構	卒業3年の学生の就職先	毎年度	卒業生・修了生に関するアンケート
教育課程	教養部	学部学生（1年生）	毎年度	授業評価アンケート
教育課程	教養部	学部学生（1年生）	毎年度	教養部修了生アンケート
教育課程	各研究科	大学院学生	毎年度	授業評価アンケート

教育課程 学修環境	各研究科	大学院学生	毎年度	大学院における教育 研究に関するアンケ ート
学生支援 学修環境	学生支援・保 健管理機構	学部学生 大学院学生	学部、大学 院それぞれ 6年に1回	学生生活実態調査
学生受入	統合教育機構	入学志願者 (学部)	毎年度	出願時アンケート
学生受入	医学部医学科 歯学部歯学科	学部学生 (新入生)	毎年度	新入生アンケート
学生受入	統合教育機構	高等学校進 学指導担当 教員等	随時	高等学校関係者から の意見聴取
学生受入	統合教育機構	高校生、受験 予定者等	入試関連イ ベント開催 時(オープン キャンパス、 高大連携プ ログラム等)	高校生、受験予定者等 からのアンケート

(3) 内部質保証の各担当組織は、担当区分に関し、意見聴取の結果を確認するとともに、自己点検・評価の分析に反映させる。

3. 改善措置

(1) 改善措置の検討・承認

- ①内部質保証の各担当組織は、自己点検・評価の結果を踏まえた改善措置について検討し、当該措置の実施計画案を策定する。
- ②目標・評価情報室は、各担当組織からの自己点検・評価の結果とともに改善措置の実施計画案を取りまとめる。
- ③教育研究評議会は、目標・評価情報室が取りまとめた自己点検・評価の結果とともに改善措置の実施計画案について審議する。
- ④役員会は、改善措置の実施計画案について審議し、承認の可否を決定する。

(2) 改善措置の実施

内部質保証の各担当組織は、役員会により承認された実施計画に基づき改善措置を実施する。

(3) 改善措置の進捗確認等

- ①内部質保証の各担当組織は、改善措置の実施計画の進捗状況の整理（進捗状況を踏まえた対処方法の案の策定を含む。）を行う。
- ②目標・評価情報室は、各担当組織からの改善措置の進捗状況（進捗状況を踏まえた対処方法の案を含む。）を取りまとめる。
- ③教育研究評議会は、目標・評価情報室が取りまとめた改善措置の進捗状況（進捗

状況を踏まえた対処方法の案を含む。) について審議する。

④役員会は、対処方法案について審議し、承認の可否を決定する。

4. 組織の新設・改廃等の審議

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、教育研究評議会及び役員会の議を経て実施する。

【IV その他】

1. 本方針の改廃

この方針の改廃は、教育研究評議会の議を経て行うものとする。

附 則

この方針は、令和3年7月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。